

台風等に対する非常措置について【保存版】

本校におきましては、台風により京都市（テレビやラジオにおいては、京都南部または、京都・亀岡地域と報道される場合があります。）に「暴風警報」「特別警報（※大雨、暴風など6種類）」発令の場合は下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報にご注意ください。

登校前に「暴風警報」「水害の避難勧告・避難指示（緊急）」が発令された場合

- ① 登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、**自宅待機**させてください。
- ② 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - 午前7時までに解除になった場合…平常授業
 - 午前9時までに解除になった場合…3校時（10時45分）から始業
 - 午前11時までに解除になった場合…5校時（13時55分）から始業（給食は中止）
 - 午前11時現在、警報発令中の場合…臨時休業



登校後に「暴風警報」「水害の避難勧告・避難指示（緊急）」が発令された場合

- ① 下校の**安全が確認**できるまで、**学校で待機**します。気象状況、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうか決定します。
- ② 状況を見て、**集団下校（教職員引率）**または**保護者への引渡し**を行うか、**学校ホームページ**や**スクリレ配信**でお知らせします。
- ③ 集団下校するか、学校待機でお迎えを待つかは、**家庭環境調査に記入**していただいていますので、**記入に従って下校**を行います。



「大雨警報」「洪水警報」等が発令された場合

- ① 気象状況により、**大雨警報、洪水警報等の長期間の継続**が見込まれる場合、**教育委員会の判断**により**臨時休校**となることがあります。その場合には、**学校ホームページ**や**スクリレ配信**でお知らせします。
(特に、**全市的に避難勧告や避難指示（緊急）**が発令された場合などを想定しています。)



地震・特別警報に対する非常措置について【保存版】

本校におきましては、京都市において震度5以上の地震が起こった場合、下記のような措置をとりますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の最新の情報に注意してください。

登校前に「震度5以上の地震」が発生した場合



- ① 下校後～午前0時までに発生した場合…臨時休業
- ② 午前0時～午前8時30分までの間に発生した場合…臨時休業
- ③ 休業日・休業日前日の下校後に発生の場合、原則として休業明けの登校日は臨時休業
(例：金曜日の下校後に震度5以上の地震が発生した場合、翌月曜日は休業とする。)

※ ただし③の場合、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、(ホームページ/スクリーン配信/校門前掲示)により、授業等を実施する旨を連絡します。

登校前に「特別警報」が発生した場合



- ① 登校前に発令された場合、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、**自宅待機**させてください。
- ② 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - 午前0時までに解除になった場合…5校時(13時55分)から始業(給食は中止)
 - 午前0時現在、特別警報発令中の場合…臨時休業

登校後に「震度5以上の地震」「特別警報」が発生した場合



- ① 臨時休業とし、下校の安全が確認できるまで、登校している児童は学校で待機します。
- ② 集団下校はせず、保護者に直接引渡しをします。学校までお迎えをお願いします。

児童の引渡しについて

- ※ 「地震発生時の緊急カード」に書いていただいた、引き取り者(家族・親族)の方に直接引渡します。その他の方には引渡しは行いません。
- ※ 引き取り者については、お子さんにも説明しておいてください。

※ 「地震発生時の緊急カード」へ記入していただいた内容を、ピンクの【控】カードの方にも記入していただき、保管用としてお家で保存しておいてください。

※ 臨時休業とした場合、登校の再開については、学校及び近隣の被災状況を確認の上、改めて学校ホームページやスクリーン配信で連絡いたします。

※ 回線の混雑状況によっては、電話がかかりにくくなり、各情報端末への情報が遅延もしくは機能しない場合があります。

※ 迅速な対応に努めますが、教育委員会や近隣の学校との連携調節により、判断に時間がかかる場合があります。